

行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況調査の結果

第1 調査の趣旨等

1 調査の趣旨

「行政機関による法令適用事前確認手続」は、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表するものである。

この手続については、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定、平成16年3月19日改正。資料1）において、その指針（以下「閣議決定指針」という。）を定めている。

この調査は、i) 閣議決定指針において、「本手続が適切に実施されるよう、総務省は各府省における実施状況をフォローアップし、公表する」とこととされていること、ii) 「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）においても、「同手続が適切に実施されるよう、総務省はその実施状況をフォローアップし、公表する」とこととされていることを踏まえ、実施したものである。

2 調査事項

- (1) 法令適用事前確認手続による照会・回答内容の公表状況
- (2) 細則、対象法令の見直し状況
- (3) 手続に係る国民・事業者への周知等の実施状況

第2 調査結果

1 照会・回答件数の公表状況

(照会・回答件数)

平成17年度中に、法令適用事前確認手続の対象として国民等から照会があったものに対して各府省が回答及びその公表を行った案件は、表1のとおり、5省庁で計8件(16年度比15件減)となっている(各照会・回答内容等の詳細については資料2参照)。

表1 照会・回答件数

府 省 名	照会・回答件数	関係法令名 ※ () 内は件数
金 融 庁	2	保険業法(1)、証券取引法(1)
総 務 省	1	電気通信役務利用放送法(1)
厚 生 労 働 省	1	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(1)
経 済 産 業 省	3	火薬類取締法(2)、 資源の有効な利用の促進に関する法律(1)
国 土 交 通 省	1	航空法(1)

(注) 1件の照会で複数の法令について照会しているものがあるため、関係法令名欄の件数の合計は照会・回答件数欄と一致しないこともある。

(照会から回答までの期間)

閣議決定指針においては、「各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口に到達してから30日以内(具体的回答期間は、各府省が細則で定める。)に、照会者に対する回答を行うものとする。」とされている。上記8件について、照会から回答までの期間(補正に要した日数を除く。)をみると、表2のとおり7件(88%)が30日以内となっており、残りの1件は、回答に当たり慎重な判断を行う必要があったとして、回答期間を延長している。

(回答から公表までの期間)

照会及び回答内容の公表時期については、同指針により「照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。」とされている。上記8件について、回答から公表までの期間をみると、表2のとおり7件(88%)が30日以内となっており、残りの1件

は、公表に当たり慎重な判断を要したとして、公表時期を延期している。

表2 照会から回答までの期間及び回答から公表までの期間

区分	30日以内	31日以上
照会から回答まで	7 (88%)	1 (12%)
回答から公表まで	7 (88%)	1 (12%)

(注) 1 いずれの期間も補正日数を含まない。

2 詳細は別表参照。

2 細則、対象法令の見直し状況

閣議決定指針により、各府省は、法令適用事前確認手続の具体的実施方法等について細則を定めるとともに、同手続の対象法令（条項）を確定・公表することとされており、平成17年度末現在、13省庁等（公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）がそれぞれ細則を定めている。

各府省では、以下の点や所管法令の制定、改廃を踏まえ、細則及び対象法令の見直しが必要なものについては、細則の改正等の措置を速やかに行っている。平成17年度中に行われたものは、表3のとおりである。

- (1) 「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」（平成16年3月19日閣議決定）により、閣議決定指針における対象法令の分野が「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野に係る法令」から「民間企業等の事業活動に係る法令」に拡大された。
- (2) 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、各府省の細則に関し、「すべての細則において、回答には具体的な見解や根拠等を必ず盛り込むこととする規定を置く」、「すべての細則において、照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合には、当該申出に係る照会に対する回答を行わないこととする規定を置く」とされた。

表3 細則、対象法令の見直し状況等

府省等名	見直し状況等
金融庁	<p>金融行政の透明性・予測可能性を向上させる観点から、金融改革プログラムにおいて、「法令適用事前確認制度の活用促進」を掲げている。その具体的な取組みとして、平成17年6月、同プログラム工程表に沿って、金融庁のホームページ等を通して、法令適用事前確認手続制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施した。</p> <p>その結果を踏まえ、具体的な対応を検討した結果、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を次のとおり改正した。</p> <p>① 回答期間については、細則に「いずれの場合においても、できるだけ早く回答することに努めることとする。」旨を明記した。</p> <p>② 回答を行わないことができる事案から、「申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会」を削除した。</p> <p>③ 照会書及び回答書の参考様式を導入した。</p> <p>また、平成17年度中に、法令適用事前確認制度の対象となる条項を含む当庁所管法令の改正及び所管部署の名称変更に伴い、「手続対象法律及び所管部署一覧」を更新し、当庁ホームページに掲載した。</p>
総務省	<p>新法令の制定や法令改正等により、法令及び条項の追加・削除を行った。</p>
文部科学省	<p>法改正により、対象条項の追加・削除等を行った。</p>
国土交通省	<p>手続導入後一定期間が経過し、その間の法令改正等も踏まえ、対象法令を精査する必要が生じたため、多数の法令条項を追加・削除した。</p>
環境省	<p>新規立法や法改正により、新たに法令適用事前確認の対象となる手続等について対象法令の整理を行った。</p>

(注) 1 内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、防衛庁及び人事院は、閣議決定指針により対象法令とすべき所管法令がないとして、手続を導入していない。

2 平成17年度中に措置がされなかった府省等は記載していない。

3 手続に係る国民・事業者への周知の実施状況等

(国民・事業者への周知の実施状況)

手続を導入している省庁は、すべてホームページでの本手続の周知を実施しており、また、照会書の様式をホームページからダウンロード可能としているなど、照会者の利便向上に係る措置を講じている省庁等もみられた。

別表 照会、回答及びその公表状況

案件番号	府省名	照会・回答に関わる法令名	照会年月日	回答年月日	(A) 照会から回答までの日数(補正に要した日数を除)	補正日数	(A)が30日を超えた理由	公表年月日	(B) 回答から公表までの日数	(B)が30日を超えた理由
1	金融庁	保険業法	H17.7.5	H17.7.25	20	0		H17.7.25	0	
2		証券取引法	H17.8.12	H17.9.28	30	17		H17.9.29	1	
3	総務省	電気通信役務利用放送法	H17.9.15	H17.10.17	30	2		H17.11.4	18	
4	厚生労働省	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	H17.7.27	H17.9.9	44	0	回答に当たり慎重な判断を要したため	H18.5.11	244	公表に当たり慎重な判断を要したため
5	経済産業省	火薬類取締法	H17.12.1	H17.12.19	18	0		H18.1.4	16	
6		火薬類取締法	H17.12.1	H17.12.19	18	0		H18.1.4	16	
7		資源の有効な利用の促進に関する法律	H17.12.2	H17.12.13	11	0		H18.1.5	23	
8	国土交通省	航空法	H18.1.19	H18.2.17	29	0		H18.2.17	0	

資 料

- 資料1 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(閣議決定)
..... 1

- 資料2 法令適用事前確認手続 照会・回答事例

金 融 庁..... 4

総 務 省..... 6

厚生労働省..... 7

経済産業省..... 8

国土交通省..... 11

行政機関による法令適用事前確認手続の導入について

〔平成 13 年 3 月 27 日閣議決定〕
〔平成 16 年 3 月 19 日閣議決定改正〕

経済構造の変革と創造のための行動計画（第 3 回フォローアップ）（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）において、「IT 革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図ることとし、その検討に着手するとともに、一定の分野において平成 13 年度（2001 年度）から実施する。」こととされたことを踏まえ、平成 13 年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする。また、このことは「e-Japan 戦略」（平成 13 年 1 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）において、「既存ルールの解釈の明確化（ノーアクションレターの導入）」を行うこととされている趣旨にも沿うものである。

このため、上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針を下記のとおり定める。

なお、具体的実施方法等については、本指針の範囲内で、各府省（その外局を含む。以下同じ。）において「細則」を定め、これを公表するものとする。

記

1 対象

(1) 対象法令の分野

本指針は、民間企業等の事業活動に係る法令を対象とするが、各府省の判断により、その他の分野に係る法令を対象とすることを妨げるものではない。

(2) 対象法令（条項）の範囲

本指針の対象は、上記(1)に掲げる法令の条項のうち、次のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務（法定受託事務及び自治事務）に係るものは対象としない。

- ① 当該条項が申請（行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号）第 2 条第 3 号にいう申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合

- ② 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合
- (3) 対象法令（条項）の確定・公表
各府省は、当該府省において本指針に基づき対象とする条項を確定し、公表するものとする。

2 照 会

各府省は、次に掲げる要件を備えた民間企業等（以下「照会者」という。）からの照会を細則で定める照会窓口において受け付けるものとする。

- ① 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を書面（電子的方法を含む。）により示すこと。
- ② 上記1(3)に基づき、各府省が確定、公表した条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。
- ③ 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していること。
なお、各府省は、上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠を明示すること等の要件を合理的かつ必要な範囲内で細則において付加することができる。

3 回 答

(1) 回答期間

各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口には到達してから30日以内（具体的回答期間は、各府省が細則で定める。）に、照会者に対する回答を行うものとする。ただし、各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。

設定された回答期間内に回答を行うことができない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知しなければならない。

(2) 回答の方式

照会に対する回答は、書面（電子的方法を含む。）により行う（ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合については、この限りではない。）。

回答書においては、「本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない」旨明示する。

(3) 回答を行わない事案

各府省は、照会者からの照会に対し回答を行うことができない場合又は回答を行うことが適当でない場合については、回答を行わないことができる。

回答を行わない事案については、その要件等を細則であらかじめ定めおかなければならない。

照会に対し回答を行わない場合は、照会者に対し、その理由を通知しな

ければならない。

4 照会者名並びに照会及び回答内容の公表

(1) 公表内容

照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表するものとする。

ただし、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に定める不開示事由に該当している情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

(2) 公表時期

照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから 30 日以内に公表するものとする。

5 導入時期

各府省は、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野については、導入についての検討を早急に進め、平成 13 年度中の可能な限り早期に実施するものとする。

6 フォローアップ及び見直し

本手続が適切に実施されるよう、総務省は、各府省における実施状況をフォローアップし、公表する。

また、上記フォローアップ結果等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

7 関連情報の提供等

本手続の趣旨・目的に照らし、各府省は、所管法令のコンメンタールの充実等法令適用に関連する諸情報の提供や審査基準・処分基準の公表に積極的に努めるものとする。

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

保険業法第 98 条の付随業務について

1 照会年月日

平成 17 年 7 月 5 日

2 回答年月日

平成 17 年 7 月 25 日

照会から回答までの期間 20 日間

(うち補正に要した期間 0 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成 17 年 7 月 25 日

回答から公表までの期間 0 日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者の海外旅行傷害保険の契約者に対し、照会者が、他社に提供する危機管理・
 危急時対応サービスを斡旋することは、保険業法第 98 条第 1 項に規定する付随業務
 に該当し、同法第 100 条違反とはならないことを確認したい。

5 回答内容の概要

照会者の海外旅行傷害保険の契約者に対し、照会者が、他社の提供する危機管理・
 危急時対応サービスを斡旋することは、

- ・既存の自社等における運営体制を活用するものである
- ・当該保険の契約者に対してのみ行うものである
- ・当該斡旋により得ることとなる手数料は保険料収入に比べ少額である
- ・保険引受との機能的な親近性が認められ、かつ照会者において当該斡旋が保険契約
 に含まれるとの誤解を招かないための措置を講じることとされている 等

から、他業禁止の趣旨にかんがみ、総合的に判断すると、保険業法第 98 条第 1 項
 に規定する付随業務に該当すると認められ、同法第 100 条違反とはならない。

6 担当局課名

監督局保険課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

証券取引法施行令第1条の4第2項の株式譲渡制限について

1 照会年月日

平成17年 8月12日

2 回答年月日

平成17年 9月28日

照会から回答までの期間47日間

(うち補正に要した期間17日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成17年 9月29日

回答から公表までの期間 1日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者は、投資事業有限責任組合を設立し、将来有望なベンチャー企業に出資しています。今般、株式発行会社が、当該組合が設立するファンドに対し、勧誘を行うにあたり、勧誘の相手方人数から適格機関投資家を除くため、適格機関投資家にあたる当組合ファンドと証券取引法施行令第1条の4第2項に基づき譲渡制限契約を締結しようと考えている。将来、当該株式が上場した場合、株式譲渡に際しては、同条項による譲渡制限規制は解除されることを確認したい。

5 回答内容の概要

株券の所得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家が含まれる場合で、証券取引法施行令第1条の4第2項各号に掲げる要件を満たす場合には、当該適格機関投資家は勧誘の相手方の人数から除外することができます。

照会のケースでは、発行会社はその株式を証券取引所に上場することに伴い、当該株券と同一種類の株券に関して有価証券届出書や有価証券報告書が提出され、当該株券及びその発行会社に関する情報が開示されることから、証券取引法施行令第1条の4第2項第2号の転売制限は解除される。

ただし、各証券取引所の規則による公開前規制に留意する。

6 担当課名

総務企画局企業開示課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

電気通信役務利用放送法第3条第1項に規定する登録の必要の有無について

1 照会年月日

平成17年 9月15日

2 回答年月日

平成17年10月17日

照会から回答までの期間32日間

(うち補正に要した期間 2日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成17年11月 4日

回答から公表までの期間18日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

携帯電話のユーザに対し、ソフトウェアを提供し、映像を配信する事業（ASP事業：携帯電話に対してIPプロトコルにより画像を配信し、これを受信するユーザに対して課金し、もしくは配信に際して広告主からの収入を得ることにより成立する事業）については、電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号。以下「本法」という。）第3条第1項に規定する電気通信役務利用放送の業務を行う者としての登録を必要としないとの考え方でよいか。

5 回答内容の概要

「電気通信役務利用放送」とは、本法第2条第1項において、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であって、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもの」と規定している。

この点、照会者のいう、「上記配信に関するソフトウェアを提供する（いわゆるASP事業を行う）こと」については、ユーザの携帯電話の側で個々の「マイメニュー登録」に基づき当該ソフトウェアをダウンロードするものであり、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」に該当しない。

6 担当局課名

情報通信政策局衛星放送課、地域放送課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

1 照会年月日

平成17年7月27日

2 回答年月日

平成17年9月9日

照会から回答までの期間44日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

回答に当たり慎重な判断を行う必要があったため

3 照会・回答内容の公表年月日

平成18年5月11日

回答から公表までの期間244日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

鍼灸マッサージ治療院において、無免許者である“あんま・はり・きゆう学生”を雇用して、“足つぼマッサージ”や“整体”の療術を行わせる。

また、“はり・きゆう学生”を雇用して、臨床実習を兼ねて、有資格者である院長の監視の下、はり、きゆう業務を行わせる

5 回答内容の概要

照会のあった行為のうち、はり師免許又はきゆう師免許を受けていない者が、はり又はきゆうを業とする行為については、照会の対象となった法令の条項の適用の対象となる。

なお、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けていない者が、“足ツボマッサージ”や“整体”を行う行為については、将来行おうとする行為に係る個別具体的な事実が示されていないため、回答することができない。

6 担当局課名

医政局医事課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

火薬類取締法第3条の許可について

1 照会年月日

平成17年12月1日

2 回答年月日

平成17年12月19日

照会から回答までの期間 18日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成18年1月4日

回答から公表までの期間 16日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

佐藤貿易代表・佐藤栄司氏より、「がん具煙火の安全性評価基準」に基づく試験を実施するにあたり、新規がん具煙火追加要品を製造することになるが、その場合、火薬類取締法第3条の製造許可を受ける必要があるか否か。

固形燃料式噴射推進器をがん具煙火としての製造・販売する予定であるが、固形燃料は、硝酸グアニジンを主成分とした火薬として分類されるため。

5 回答内容の概要

「新規がん具煙火追加要望審査実施要領」(平成17年3月28日付け原子力安全・保安院内規)の別添(がん具煙火の安全性評価基準)に定める安全性の判定試験を実施するために火薬類を製造する行為は、火薬類取締法第4条但し書で規定している理化学上の実験に該当するものと解され、火薬類取締法施行規則第3条第1号で定める数量(1回につき爆薬換算200グラム)以下であれば現行法においても無許可で製造することができる。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 保安課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

火薬類取締法第3条の許可について

1 照会年月日

平成17年12月1日

2 回答年月日

平成17年12月19日

照会から回答までの期間 18日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成18年1月4日

回答から公表までの期間 16日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

佐藤貿易代表・佐藤栄司氏より、固形燃料式噴射推進器の製造・販売を予定しているが、固形燃料の製造に、経済産業大臣より火薬類取締法第3条の火薬の製造許可を受ける必要があるか否か。

固形燃料は、ニトログアニジンを主成分とした配合であり、噴射推進器の大きさに合わせ、重さは3グラムから25グラムの範囲である。

5 回答内容の概要

ニトログアニジンは火薬類取締法第2条に規定されている火薬類に該当しないため、火薬類第3条の製造営業許可を必要としない。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 保安課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

資源の有効な利用の促進に関する法律第十条第一項 他関係条項（第二条第13項、第三十四条第1項等）に規定する副産物等について

1 照会年月日

平成17年12月 2日

2 回答年月日

平成17年12月13日

照会から回答までの期間 11日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成18年 1月 5日

回答から公表までの期間 23日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

製造用途に使用している工業用水の受水槽より、使用されずに排出されている余剰排水（下水）を高度膜処理技術を施した水処理施設にて浄化し、事業所内で飲料用等として利用する。この場合、所管の保健所に対する専用水道施設導入に関する手続きは、取水源が井戸水と同様という認識でよろしいか。また、今回の処理について、再資源化事業として主務大臣の認定を受けることが可能か。

5 回答内容の概要

照会のあった副産物は、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第1第二欄に規定する副産物及び別表第7に規定する指定副産物に該当しないため、特定省資源業種及び指定副産物に係る措置の対象とならない。
また、主務大臣の認定を受ける件については、同法の「再資源化」に該当しないため、同法第二十七条に規定する認定の対象とならない。

6 担当局課名

産業技術環境局リサイクル推進課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

航空法第16条第1項の修理改造検査について

1 照会年月日

平成18年1月19日

2 回答年月日

平成18年2月17日

照会から回答までの期間29日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成18年2月17日

回答から公表までの期間0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

小型航空機において、ポータブル型オーディオ機器を機内に取り付けることが、航空法第16条の修理改造検査を要する案件に該当するか否か。

5 回答内容の概要

耐空証明を受けている機体の仕様に変更が加えられることとなり、航空法第16条第1項の検査を受けるべき「改造」に該当する。

よって、照会のあった事案は、修理改造検査を受検し、検査に合格する必要がある。

6 担当局課名

航空局技術部航空機安全課